

官報

号外 昭和二十三年五月七日

○第二回 衆議院會議錄第四十五号

昭和二十三年五月六日(木曜日)

午後四時三十分開議

議事日程 第四十一号

昭和二十三年五月六日(木曜日)

午後一時開議

第一 自由討議

〔朗読を省略した報告〕

一、去る四月三十日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
輕犯罪法

國家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律

一、去る四月三十日松岡議長は、芦田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

(行政調査部勤務) 佐藤 功
總理府事務官

一、去る四月三十日芦田内閣総理大臣から松岡議長宛、次の通り発令があった旨の通知を受理した。

大藏事務官 佐藤 一郎
同 村上 一

商工技官 三ツ井新次郎

第二回國會政府委員を命ずる

總理府事務官 岩水 賢一

第二回國會政府委員を免する(以上四月二十八日)

一、去る一日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

小額紙幣整理法

不正保有物資等の対価を登録國債で決済することに関する法律

不正保有物資等特別措置特別会計法
金資金特別会計法の一部を改正する法律

地方自治法の一部を改正する法律

昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律

政府が発行する福利券の当せん金の支拂等に関する法律

大藏省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのため

の一般会計からする繰入金に関する法律

法律の一部を改正する法律

一、去る一日國會において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

昭和二十三年度一般会計暫定予算補正(第二号)

昭和二十三年度特別会計暫定予算補正(特第一号)

一、去る四月三十日衆議院規則第十四條但書により議長において、議席を次の通り変更した。

二七三 宮幡 靖君
三六二 今村 忠助君

一、去る四日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

四〇 松本 龍藏君
四三 木下 榮君
一一九 受田 新吉君
三五〇 八木 一郎君
三六五 中山 マサ君
四三三 堺縣第一区選出議員

四四六

群馬縣第三区選出議員

一、昨五日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

文教委員会

理事 水谷 昇君(理事花月純誠君去る四月六日委員辞任につきその補欠)

一、去る四月三十日議員から提出した

議案は次の通りである。

政治資金規正法案(淺沼稻次郎君外四十三名提出)

不当財産取引調査徹底に関する決議案(栗山長次郎君外一名)

一、去る四月三十日内閣から提出した議案は次の通りである。

昭和二十一年度第一予備金支出總計算書

昭和二十一年度特別会計第一予備金支出總計算書

昭和二十一年度特別会計予備費支出總計算書

昭和二十一年度経済安定費支出總計算書

昭和二十二年年度予備費使用總計算書

昭和二十二年年度特別会計予備費使用總計算書

一、去る四月三十日議員から次の議案

は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

政治資金規正法案

一、去る四月三十日委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和二十一年度第一予備金支出總計算書

昭和二十一年度特別会計第一予備金支出總計算書

昭和二十一年度特別会計予備費支出總計算書

昭和二十一年度経済安定費支出總計算書

昭和二十二年年度予備費使用總計算書

昭和二十二年年度特別会計予備費使用總計算書

決算委員会 付託

一、去る四月三十日参議院に送付した

本院提出案は次の通りである。

政治資金規正法案

一、去る四月三十日参議院に送付した

内閣提出案は次の通りである。

昭和二十三年度一般会計暫定予算補正(第二号)

小額紙幣整理法案

不正保有物資等の對價を登録國債で決済することに関する法律案

不正保有物資等特別措置特別會計法案

金資金特別會計法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

昭和二十三年の所得稅の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案

政府が発行する福引券の当せん金の支拂等に関する法律案

大藏省預金部特別會計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのため的一般會計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る四月三十日參議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

輕犯罪法案

國家行政組織法施行までの暫定措置に関する法律案

一、去る一日内閣から提出した議案は次の通りである。

裁判官の報酬等に関する法律案

檢察官の俸給等に関する法律案

墓地、埋葬等に関する法律案

一、去る一日委員會に付託された議案は次の通りである。

裁判官の報酬等に関する法律案（内閣提出）（第五一号）

檢察官の俸給等に関する法律案（内閣提出）（第五二号）

以上二件 司法委員會 付託

墓地、埋葬等に関する法律案（内閣提出）（第五三号）

厚生委員會 付託

一、去る一日參議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

小額紙幣整理法案

不正保有物資等の對價を登録國債で決済することに関する法律案

不正保有物資等特別措置特別會計法案

金資金特別會計法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

昭和二十三年の所得稅の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案

政府が発行する福引券の当せん金の支拂等に関する法律案

大藏省預金部特別會計の昭和二十三

年度における歳入不足補てんのため的一般會計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十三年度一般會計暫定予算補正（第二号）

昭和二十三年度特別會計暫定予算補正（特第一号）

一、昨五日内閣から提出した議案は次の通りである。

製造たばこ「新生」の價格の改定に関する法律案

食肉輸入取締規則を廃止する法律案

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、海上保安廳法第十二條の規定による海上保安廳の事務所の設置に關し承認を求めるの件

一、昨五日委員會に付託された議案は次の通りである。

製造たばこ「新生」の價格の改定に関する法律案（内閣提出）（第五四号）

財政及び金融委員會 付託

食肉輸入取締規則を廃止する法律案（内閣提出）（第五五号）

厚生委員會 付託

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、海上保安廳法第十二條の規定による海上保安廳の事務所の設置に關し承認を求めるの件（内閣提出）

（承認第三号）

治安及び地方制度委員會 付託

一、去る一日財政及び金融委員長から提出した左の國政調査承認要求書に對し、議長は同日これを承認した。

國政調査承認要求書

一、調査する事項 徴稅狀況及び徴稅改革に関する意見

二、調査の目的 課稅の適正及び徴稅の確保を期する爲

三、調査の方法 關係各方面より意見聴取及び資料の要求、現地調査のため委員派遣等

四、調査の期間 本会期中

右によつて國政に關する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求める。

昭和二十三年五月一日

財政及び金融委員長 早稻田柳右エ門

衆議院議長松岡駒吉殿

一、去る四月三十日提出した緊急質問は、次の通りである。

鐵道事故に關する緊急質問（外崎千代吉君提出）

○議長（松岡駒吉君）これより會議を開きます。

製造たばこ「新生」の價格の改定に関する法律案（内閣提出）

○笹口晃君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、製造たばこ「新生」の價格の改定に関する法律案を議題となし、委員長（松岡駒吉君）の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（松岡駒吉君）笹口君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（松岡駒吉君）御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

製造たばこ「新生」の價格の改定に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。財政及び金融委員長早稻田柳右エ門君。

製造たばこ「新生」の價格の改定に関する法律案

製造たばこ「新生」の價格の改定に関する法律

財政法（昭和二十二年法律第三十号）第三條の規定により、專賣局製造兩切紙巻たばこ「新生」の最高價格を、次のように定める。

專賣局製造たばこ價格表

あるのでございまして、すなわち、インフレ利得者あるいはやみ成金等々のこれら高額所得者から十分に捕捉のできるような手段を講じなければならぬにもかかわらず、現実にはまったく反対でございまして、いわゆる現行の税務制度及び税務官吏、特に幹部諸君の考え方におきましては、むしろ大口の利得者の見逃しに援助を與えておるといふように見受けられますし、さらにこれによつて来るところのマイナスを勤労大衆に轉嫁するかのごとくに私どもには見受けられるのであります、はなはだ遺憾だと存じておるのであります。

特に今回の農業所得税の徴税にあたりましては、依然として変わらず、いわゆる天降り主義的な、あるいは割当主義的な徴税方針をとつておられるのであります、その結果、供出の責任をもつところの農民大衆の生活供出意欲をば非常に減退させておることは、見逃すことができないのであります。さらに農民は、せつかく農地が開放せられまして非常に喜んだのでありますけれども、農地の開放によつてむしろ負担が加重せられたという点につきまして非常に大きな恨みをもつておると私どもは考えておるのであります。最近

におきましては、開放せられた農地が次から次へと手放されようといったしておる現実を私どもが承りまするときに、実にこのこと自体が農民の供出意欲をば非常に減退させるものと考えておるわけでありまして。

こういふ中に徴税成績をあげようといひまする際には、すなわち徴税技術に十分なる注意を拂うとともに、税務官吏、特に幹部諸君は、この徴税技術につきまして、いわゆる大口所得者を捕捉できるように最善の努力を拂わなければならぬと信ずるのであります。しかし、事實はまったく反対であります。まして、税務官吏、特に幹部の考え方は、いよ／＼大衆の負担を強化いたしまして、高額所得者を援助するがごとき方針が各地において行われているのであります。今私は、その最も具体的な事實をあげまして、大蔵大臣の所見を質したいと存するのであります。すなわち、具体的な事實といたしましては、去る四月の十三日、全財務組岐阜地連において、次のような公開状を新聞紙上に公にすると同時に、この公開状を、名古屋財務局長あてに厳重な抗議文として送つておるのであります。この公開状につきまして、私は過日これが調査のために名古屋財務局の

泉直税務部長及び全財務組岐阜地連の諸君と面談をいたしまして、その事實をば調査したのであります。しかるところ泉直税務部長は、あくまでもその公開状の内容を否定いたしておるのでございますが、一方労働組は、これは單に名古屋財務局内の問題でなくして、全國的に、しかも過日全國の直税務長會議におきましてこの問題が明らかにせられておると言つて、さらにこの公開状を強調いたしておるような次第であります。

そこで私は、この公開状を今読み上げまして、一つ／＼、この点について大蔵大臣の御答弁を承りたいと存するのであります。公開状は非常に長いものでございしますが、私は、そのうちの一部分だけ質問いたしたいと存じます。

まず公開状の前段には、前書として「名古屋財務局長に対する質問書」といたしまして、「敬愛する上司、名古屋財務局長松崎健吉氏に次の各項についてお尋ねいたし、明快なる御回答を賜わらんことを願ひする。次の質問は税務行政に対するわれ／＼の望を啓いてもらいたい要望をもつて提出するものである。(大蔵大臣の「全國の財務職員に告ぐ」九項「全職員」の自覚により勤

労働者として正当な要求はあくまで堂々と主張され、政府を鞭撻して、よりよき徴税機構、その他財務機構の確立に進まれんことを希望する」によりお尋ねするものである。率直明快、かつ政策的欺瞞なく答えられんことを望む、こういふような前書きをいたしまして、第一番に、割当課税の正当性、割当額の絶対性を確信せられておるかどうか、従来、割当額に達せぬ税務署は厳しい言葉を頂戴いたしておる、このういふことを追究しております。

すなわち公開状の第一点は、全財務組が、所得税が申告主義であるにもかかわらず、依然として天降りの割当責任主義であることを質しておるものであります。万一、全財務組岐阜地連の公開状の内容が事實といたしますならば、いわゆる國會の決議を無視し、法を無視したる名古屋財務局の責任は、きわめて重大なるものと信ずるのであります。私は、この公開状の内容が、おそらく事實に近いものと確信をもつておるのであります。

すなわち、今回の農業所得税に関しまして各納税者に発した更正決定通知は、あまりにも機械的であり、あるいは税務当局の査定標準を強制的に押しつけている事實。またわれ／＼が、二月

上旬から中旬にかけまして、この税金の問題について大蔵省の主税局長とたびたび懇談いたしました際に、われわれは、主税局長に対して、大蔵省は所得税は申告主義であると称しておるけれども、事實は各税務署に対して、一定の標準を示して、半強制的に徴税するやうな方針をとつておるがどうか、この質問いたしましたところが、主税局長のその都度の答弁は常に一貫いたしておるのであります、所得税はあくまでも申告主義であります、ただわれわれが一つの査定基準を全國の税務署に通知いたしましたことは、全國的なバランスをとる上において行つたのでございまして、こういふやうな答弁であつたのであります。このことは明らかに割当主義を肯定いたしておるのであります、はなはだけしからぬとわれわれは存じておるわけでありまして、大蔵大臣は、この割当主義、この事實をいかように処置せられるか、私は最も明快なる御答弁を承りたいと存するのであります。

公開状の第二点は、泉直税務部長は岐阜縣下税務署長會議において、税務署の百万円、六十万円という大口査定に對して、それほど高くてよいのか、再調査せよと言ひ、労働者農民・庶民・

中小商工業者の査定に対しては、平均何ほど引上げよと指導・指令したが、これは局長の税務行政上の信念に基づくものであるかどうか、財務局事務官は、たとえば農民所得の調査においては、屋敷の柿の木の数、鶏の羽数と産卵の数まで巨細くまなく調べ、所得に算入せよと言ったが、危険を伴う大口やみ所得者の所得調査については、局長はいかなる対策を立てておられるか、こういふように公開状の第二点に記載せられております。

すなわち公開状の第二点からは、いわゆる大口所得者を意識的に見逃して、大衆課税をいよ／＼強化し、申告主義を無視して、実所得以上の負担をば大衆に押しつけるようにうかがわれる一方、やみ成金、インフレ所得者、すなわち新興財閥等のブルジョアジーの利益を擁護するイデオロギーを最も明確に表わしておるものと信ずるのであります。芦田内閣は、世間で申しますのに、その後には資本家が組織的に背景となつておると承つておるのであります。公開状の内容は、その事実を雄弁にのめかしておると考へるのであります。日本再建のかぎが勤労大衆の双肩にかかつておる今日、勤労大衆を圧迫するような徴税方法

は、芦田内閣の反動性を表わすものでありまして、一体大蔵大臣は大口所得を見逃すような考へ方でおられるかどうか、もしこのような考へ方がないとするならば、この公開状に表われておる名古屋財務局の責任をいかに処置せられるか、明快なる御答弁を承りたいと存するのであります。

質問の第三点は、本件については重大なことでありますので、すでに大蔵当局はこれが調査を行われておると信じますから、私は大蔵大臣からいまでも儀礼的な答弁があるはずがないと信じますけれども、万が一にも、岐阜全財産連が虚偽の公開状を発表したずらに問題を起さんかための行爲があるとするならば、これまたきわめて問題が重大であるのであります。元來常識的に考へて、かかる公開状が発表せられるがごときは、たれしも容易にうなずけないことであるのであります。それがしかも内部から公然と発表せられるにおいては、常々大蔵当局がかかる方針を末端の機関に示しておると考へられるのであります。しかしながら、大蔵当局がこれを否定せられるならば、公開状を発表した全岐阜地連の責任をいかに処置せられるや、はつき

りとした答弁を要求いたしましたして、簡単ながら私の質問に代える次第であります。

〔國務大臣北村徳太郎君登壇〕

○國務大臣(北村徳太郎君) 山本君の御質問にお答え申し上げたいと思ひます。

第一点は、割当制をとつておるかどうかといふことであります。大蔵省としては、割当制はとつておりません。これは、この本会議場において、たび／＼申し上げた通りであります。但し、われわれは一應の責任ある予算を立てなければなりません。従つて、どの地区でおよそどれくらい割当のものをとるべきかといふようなことは、当然の問題として、これを具体的に調査いたしております。従つて、ある財務局のその管内における努力の目標は大体この線であるといふようなことを財務局長に指示したことはございますけれども、各税務署に対して割当額をもつて割り当てるといふようなことは、断じていたしておりません。

それから第二点は、名古屋の財務局の直税部長が大口は見逃しても小口をとれと言つたといふようなお話であります。さうなことは断じてないと信じておりますけれども、もしさうな

事実があれば、これは今の時代に許すべからざることでありますから、十分調査をいたしたい。のみならず、全財の公開状というのもの、これはまだ眞偽のほどはわかりません。十分に調査いたします。調査いたしました、いづれか間違ひがあれば、必ず相当な処置をとりたい。かように考へておる次第であります。

なお、小口の所得者、特に勤労階級の所得を軽減するためには、ただいま私どもの計画いたしておりますだけで、おそろくは六百億以上の減収を來す。けれども、勤労所得者の課税が重い。これは事実重いのであります。しかもまた源泉課税でとられるのであるから、一〇〇％とられる。われ／＼が、こゝろよりうな場合、社会正義の觀念から申しまして、その他税の本來の性質からいたしまして、かような時代にやみ所得を捕提するといふことは当然である。従つて、その面において十分なる努力をいたしまして、やみ所得者、いわゆるインフレ所得者の捕提には十分努力はしております。それから農家の所得についても、これはたゞいま軽減について相当の考慮をいたしております。

以上、簡單でありますけれども、お答え申し上げます。(拍手)

第一 自由討議

○議長(松岡駒吉君) これより自由討議の会議に入ります。

小澤佐重喜君、発言者を指名願ひます。

○小澤佐重喜君 民主自由党では、中嶋勝一君を指名申し上げます。

○議長(松岡駒吉君) 中嶋勝一君、発言を許します。

〔中嶋勝一君登壇〕

○中嶋勝一君 私は、民主自由党を代表いたしましたして、まず農林大臣に、食糧一割増産対策の問題についてお尋ね申します。大蔵大臣に對しましては、タバコ増産計画をいかにしておられるか、この点についてお尋ね申し上げてみたいと思ひのであります。

本日は朝日新聞を見てみますと、「緊急回米指令を用意、政府六、七月の対策急ぐ」、こゝろより見出しのもとに、今後の食糧問題が相当詳しく掲載せられておるのでございます。ところが、この間大蔵大臣の車中談として私も新聞で見ましたところによりますると、もう食糧は大體大丈夫である、二合八勺の配給ができるだらうという意味のお話があつたように見たのでござ

います。本日の新聞では、食糧問題は
まだ非常に窮屈であるように掲載せら
れておる。大蔵大臣のお話という新聞
記事を見ますと、たいへん樂觀して
いいように私どもは見受けられるの
でございます。

ところが、私も議員として考え
ますときに、今年の食糧問題というも
のは、まだ／＼そんなに樂觀を許すべ
き時代ではない、かように私どもは考
えておるのでございます。ところが、
はたしてしかりとするならば、車中談
としてもあまり樂觀的なことをお話に
ならない方が國民が喜ぶのではなから
うか、私どもはかように考えておるの
でございます。

これに關しまして農林大臣は、御就
任直後であつたと私も思うのであり
ますけれども、銀座でありましたか、
街頭録音において、大臣は食糧をや
みで買つておいでになるかと聞いた人が
あつたように新聞で見たのでありま
す。これに対して大臣は、やはりやみ
米を食うておると言われたと書いてあ
ります。それは率直にお話になつたの
で、すこぶるよかつた。こういうふう
に聞いたのでありますが、これに対し
て、また次の質問は、日本の食糧のや
み取引がいつごろ解消するか、こうい

う質問に対して、大臣のお答えをいた
しましては、これは日本政府の力をも
つてはいかんとすることができな
い。こういうお答えがあつたように私
は新聞記事を見たのであります。はた
してこれが事実でございましょうか。

私は、事実であるとするならば、すこ
ぶる遺憾千万と考えざるを得ないので
ございます。(拍手) いやしくも農林大
臣に御就任なさるからには、日本の食
糧政策に關しては十分自信をもつてお
いになるはずと私は思う。そうし
て、いやしくも農林大臣たりせば、日
本の食糧政策、これは一人の力をもつ
て背負うて、一人の力をもつて解決す
るというだけの自信と抱負をもつていた
だきたいと思つてございます。とこ
ろが、この言はたしてしかりとするな
れば、今年は食糧一割の増産をしなけ
ればならない。全國の農村に對しまし
ては、津々浦々まで一割の増産をしな
ければならないということが傳わつ
ておるのであります。ところが大臣
は、この一割の増産をはたしてなし得
られるところの計画をお立てになつて
おるのであるか。この点をまずお尋ね
したいと思つてございます。

けれども私は、これは御研究になり
さえすれば、一割の増産はおろか、二
割五分というものは完全に増産ができ
るというところの確信をもつておるの
でございます。どうしてであるかと申
し上げますならば、これは率直に私は
申し上げたいと思ふ。今、日本の農村
に肥料が足りないことは、私が申し上げ
るまでもない。これは世間周知の事
実、國民が皆知つておる。であります
から、肥料の面から食糧の増産ができ
ないことはもちろんであります。が、
さて、その肥料政策を講ずるにあつ
て、もう少し徹底したところの御方針
はないか。

この点につきましては、私は昨年七月
七日の本會議におきまして、肥料政策
の問題を論じて、マンガン肥料をどん
どんおつくりなさい、これをつくつて
いくなれば、もう増産がストップして
おるところの硫酸、窒素肥料、こうし
たものをあまりつくろうと努力しない
でも、しかし外國からカリ肥料をあ
まり買わないでも、これによつて十分に
日本の農村に肥料を行き渡らせること
ができるという意味の意見を述べまし
て、答弁を求めたのであります。平野
農林大臣の答弁はすこぶる不徹底であ
りましたけれども、しかしながら私は、
これにつきましては絶対信念をもつて
おりますから、その後農林省に参り

ますること、眞にお百度参りというは
ど参りました。西ヶ原の農事試験場に
何回行つたでしょう。あるいは東大の
某博士という方にも会つてお話ししま
した結果、ようやく理解せられまして、
今年の一月三十一日に、日本で初めて
マンガン肥料をつくり、この販賣を
することの許可を得たのであります。
ところが、今これによつて許可を受
けたものがどん／＼つくつております
けれども、しかしながら、この会社
がつくるぐらいのことでは足りないの
であります。ただいま生産能力が一日
に十トンか十五トンしかないものに對
して、何十万という注文がそこに來て
おるのであります。これは一体何を物
語るか。非常に有効なところの成分
をもつ肥料が、つくさえすればいく
らでもあるのであります。

ところが、私が農林大臣にお伺いし
たいのは、今農林當局は、マンガンと
いう鉱石を微粉にして施したのみで
は、これは肥料としては効果がなにか
ら、マンガンそのものに対して硫酸処
理を施さなければならぬ。しかしして
水溶性マンガンにして、これを肥料に
して施さなければいけないと、かよう
におつしやつておるのでありますけれ
ども、私も十二箇年の経験によりま

すと、その必要はございません。マン
ガン成分二〇％内外の鉱石でありまし
たならば、これを八〇メッシュ以上の
微粉にして植物に施すことによつて、
完全に肥料としてあらゆる食糧が二割
五分の増産をいたしておるのでありま
す。これは最近におきましては、九大、
東大のマンガン肥料に關するところの
御調査をなされた人々、この学界
の權威者が折紙をつけております。た
だ土壤学の大家といわれる某博士の
が反對しておられたのでありますけれ
ども、最近では、この博士にも賛成して
いただいたのであります。

でありますから、私がお願いした
いは、このマンガン肥料を日本の
農村が希望するほどつくつて農林省が
出す。これは一年で日本の農村が希望
するだけのマンガン肥料が得るの
である。どうしてつくるか。御承知の
ように、マンガン鉱石は日本において
は無盡蔵でございます。無盡蔵である
ところへ、戦時中にマンガン鉱石を製
鉄原料として出さなければならなかつ
た。しかしながら、製鉄原料に使用
するのは、含有量が二五％以上の富鉱
でなければならぬ。しかるに、日本
の國に埋藏せられておるマンガン鉱石
は、いずれも二〇％内外の貧鉱でござ

います。ですから、これを二五%以上あるいは三〇%にも四〇%にも含有量を多くするために、帝國鑛業開採株式会社の貸出しによつて選鉱場をつくつたものが、全國に四十幾箇所もあると思ひますけれども、この四十幾箇所もありましたものが、現在ではほとんど遊休して、腐朽しつつあるのでございます。でございますから、この選鉱場を全部動員して、そうしてこのマンガンを肥料をつくることになりますれば、わずか十五億圓ほどの運轉資金がありましたが、全國の農村が希望するだけのマンガン肥料は一箇年でできるという確信を私はもつておるのでございます。

これを実施いたしましたならば、硫酸肥料も少くてよろしい、窒素肥料も少くてよろしい、カリ肥料を外國から輸入する必要はなくなると存じます。それだけではない。このマンガン肥料を日本につくつて、日本の農村が希望するだけ全部これを配給して、余つたものはアメリカが買ってくれる見当が十分についておるのでございます。ですから私も、將來におきましては、大いにこれを輸出もいたしたい、かように思つておるのでございます。

たいのは、ただいま申し上げましたように、西ヶ原の農事試験場の技術家の方々は、水溶性マンガンをにあらざるんば効果なしと言われておりますが、私どもの経験によりますと、そういうことはございませぬ。マンガン鉱石そのものだけを微粉にして、そうして植物に施しまして、完全に二割五分増産の成績をあげておるのでございますから、希わくは、この議事堂の前で榮國をつくつて、その榮國で試験してもらいたい。私も大いに試験をいたしましう。試験をしてみた結果、私の申し上げることが事実であるとするならば、これはどうしてもこの増産計画を立てていただきたい、かように願ひするのでございますが、これに関する農林大臣の御意見いかん、これをお聴きしたいと考えるのでございます。

しかし、このマンガンという肥料は、まだ日本の学界、世界の学界において研究の行届かないところがあるであらうというのを、私どもの同志で今研究を遂げている者は言つておるのでございます。その同志の話によりますと、マンガン鉱石は太陽の光線を誘導する非常に大きな力をもつていて、でございますから、これを土壤の中に入れた場合には、晝のうちに太陽の光

線をその土壤の中に引入れる。それであるから、夜でもこの植物が太つていき、繁つていく。でございますから、この試験の結果は、富山縣あるいは岩手縣というような冷害地、すなはち水が冷くて稲のできが悪いところにこれを施した場合に、非常に好成績をあげておるのでございます。そうしました場合には、なお以上に、これには嗜光成分というものが今研究の届かない点にあるのではなからうか、私もはかように考えておるのでございす。この点は十分に御研究、御調査をお願いしたいと思つておるのでございます。

かようにいたしまして、肥料政策を完全に講じた場合には、食糧の二割五分の増産は請合つてでき得ると私は確信いたしておる次第でございます。次は、大蔵大臣にお尋ね申し上げたいのでございます。先刻、あの「新生」というタバコを二十円に値下げをせなければならぬという問題が起つてまいりましたが、これは私も当然だと思ひ。どうしてであるか。この「新生」が人氣が悪くて、二十円に下げたということは、これは「きんし」からきておるのではなからうか、私もはかと思ひ。

り、あの「きんし」にいたどりを一〇%入れておられるということは、これは道徳上から言つても許すべからざる問題なのではなからうか、私はかように考えておる。今國民が、タバコが少いタバコが足りないといつて困つておるからというので、タバコにあらざるところのいたどりをとつてきて、一〇%までタバコとして賣つてゐる、こういうことは、民間事業であつたならば完全に犯罪を構成する問題ではなからうかと私もはかして思つておるのでございます。

このいたどりを入れられたために、「きんし」が非常に品質が悪くなつた。そこへもつてきて、あの「新生」も「きんし」と同じようにいたどりが入れられておるのだというふうな風説がずいぶん立つたように私もは聞いておるのであります。いたどりを四十円も出して買われるかという氣持、そういう風説が傳つて、そのために「新生」というものの人氣が非常に悪くなつて賣れないのではなからうか、かように考えておるのでございます。はたしてしかりとするならば、いたどりを入れるかはりに、もう少しタバコの増産計画を立てていただけないものでございましてよろうか。

日本の農業は、すでに平面耕作、平面によるところの増産の時代は過ぎたのでございます。すなわち、いくら開墾しようとしたつて、山を打ち開いたつて、打ち開いたのみでは植物はできません。ですから、今度は立体農業に移らなければならぬ。土を深く耕して、根を廣く張らせる、それによつて幹を大きく出して、穂を大きく出して、それによつて増産をはからなければならぬ時代であると思ひのであります。それには、タバコにマンガンをやりました場合には、四五%ないし五〇%、すなわち五割増産になるといふことは、これは九大の吉村博士が長年経験の結果、折紙をつけておられるのであります。こうして、きめて有効適切なところの肥料があるにもかかわらず、そのものを施そうとせられない。

私は去年から、北村大蔵大臣が民主党的政務調査会長をやつておられる時代に、マンガンの肥料の問題をたび／＼あなたに御相談をいたしました。これは私は自信をもつておりますから、これを大蔵省の專賣局長官、あの当時の野田長官にもしば／＼言つて、これを使われないかがございすかという御相談をしておる。ところが、

いまだにそれを研究なされたという事を聞かないのであります。いたどりをまぜたタバコをつくらなければならぬほどなれば、どうしてこのマンガ肥料を使つてタバコの増産をはかられないか。このマンガ肥料をやれば五割の増産になる、この肥料をやればえすれば増産になるという事は、これはわれ／＼が言ひだけじゃない。世界の博士が折紙をつけている。その有効適切な肥料があるにもかかわらず、これを利用することをしないで、タバコにあらざるいたどりをタバコと言つて賣るという政策を改めていただきたいと思ひます。

かくのごとくいたしまして、マンガ肥料を増産していただくことになるなれば、食糧の二割五分増産は私は確信があるのであります。しかしながら、当面の問題としては、なお農林大臣にお伺ひしておきたいと思ひるのでございますけれども、今硫酸をつくることについては非常に御努力なされておられ、奨励せられておられるのでありますけれども、私も、この硫酸の原料である硫化鉄を生産しておられる鉱山に行つて見ましたときに、この鉱山から鉄石を送る道路が悪い。そのために輸送能力が非常に減じておられる。橋の十分なるものがかつておられたために

輸送能力が減退しておられるというやうな実情を見受けるのでございます。そういう実情に遭遇しておりますから、その山は、鉄石をせつかく掘れといつても、鉄石のコストが高くなつて思ひやうに掘れない。こういうやうな現場を私も実際に見てきておられるわけでありますが、こうした点に關しましては、農林省自体におかれて、もう少しこの道路政策のごときにもつつこんで、肥料増産に關する限りこれにお力を入れられる御意思はないか。そうせられたなれば、私は必ずや硫酸肥料も増産になつてくると確信いたす次第でございます。

今年の食糧一割増産の問題に關しまして、今農林が非常に困つておりますのは、今年の供出は非常に無理であつたと言われる点もあるものでありますけれども、そうかどうかしらんが、自己の保有米どころの騒ぎじゃない、もうほとんど供出し盡して、今すでに還元米の配給をもらわなければ生活ができないという家が相当あることを私も知つておるのであります。この還元米対策に對しては、今年はどういうお考えであるか。今ただちにどうせられようと思つておるのであるか。この還元米対策を誤られたならば、今年の一

割増産に影響してくるのじゃないか。私はこれを恐れるのであります。この点に關しましてお答えをいただきます。それにまゝして、私はさらに再質問をさせていただきます。(質問は「やないよ」「自由討論だ」と呼ぶ者あり)質問でも結構だと思ひます。

〔國務大臣北村徳太郎君登壇〕

○國務大臣(北村徳太郎君) ただいまの中嶋君の自由討論のお話の中で、私に答えをお求めになりました点につきまして、一應お答え申し上げたいと思ひます。

その第一点は、車中談の中で二合八勺を配給するというふうなことをお前言つたではないか、こういう意味のお話であつたと思ひますが、そういうことは言つておらないのであります。それで、私は大体食糧問題などに觸れて話したことはないものであります。もしありたいしますならば、先般某方面の代表者とお目にかかりました際に、日本の労働不安をどうして除去したらいいか、日本における現在の労働不安というものは、これはいろいろクレジツト設定等に差障りがあると思ひますが、大蔵大臣として日本の労働不安をどうして解消しようと思ひかといふやうな話がありました際に、私

はその問題については、日本においては食糧問題が実はきつめて重大である、従ひまして、生計費の多大の部分を食生活に注がねばならぬという現状では、たとえば賃金が上つても、それだけでは裏づけがないから、結局賃金と物價の惡循環を継続しなければならぬと思ひ、従つて、さうな観点から日本の食糧問題について再検討していただきたいといふことを言つたのであります。さうな話をしたことは、かつて新聞記者にも話したので、あるいはさういふことが何か違つて伝えられたかどうかしたのだらうと思ひますが、けれども、食糧に關するの考え方について、何かおしやべりをしたといひましたならば、以上の点だけであります。

それからタバコ專賣の件でございますが、これは御指摘の通りでありまして、まことに恐縮にたえぬところであります。何と申ししても、ただいまは税收入と、タバコを中心とする專賣收入が國家財政の二つの柱になつておりました、しかも、このタバコの増産についてはリミツトがある。今年度は、おそらく五万町歩にならうと思ひますけれども、これは食糧増産のために必要な田畑がタバコ生産にかえ得

るという限度は、すでに極度にきておる、かように考えますことと、それにしてもなお十分に需要を満たすことができないといふことで、葉タバコの輸入等について懇請いたしております。けれども、現状においては、この程度以上の増産はなか／＼困難である。

さいわいに、ただいま中嶋君のお話にありましたやうなことで、倍にも増産できるといふことならば、これはまことにありがたいことでございしますから、十分研究いたしたいと思ひますけれども、現状においては、やむを得ないところへきておる。この点を御了承願ひたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣永江一夫君登壇〕

○國務大臣(永江一夫君) 中嶋君にお答えいたします。

一割増産につきまして、肥料の増産が絶対に重要であるという熱心なる御意見でございました。私もまづたく同感でございます。ただマンガン肥料につきまして、中嶋君は從來から非常に熱心な御意見をおもちになつております。農林省といたしましては、マンガン肥料が増産されることにはもちろん反對をいたしておりませんが、ただこれを全國的な肥料といたしまして実施い

たします場合には、責任上いろいろ科学的的研究をいたしておるのでありまして、今中嶋君の御意見のよきに、マンガン肥料が非常に有効なものであるということが的確にわかりました。全般的にこれを増進したいと考えております。

なお次に、硫化鉄の搬出について、その鉱山の附近における道路その他搬出状況の不良なことについて御注意がございましたが、私もこの点については同様に考えておりますので、適切な方法をとりたいと思います。

第三の還元米についてであります。これは本年度、府縣を通じて相当多額ないわゆる還元米——私どもは農家手当米と称しておりますが、この要求がございまして、これは本年の食糧増産の上に非常な関係のあることとありますので、慎重に関係方面と折衝をいたしまして、それ／＼府縣を通じて適切な手当米を行いたい、かように考えております。(拍手)

○山口晃君 自由討議はこの程度に止め、本日はこれにて散会されんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 毎日君の動議に

御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十五分散会

出席國務大臣

大藏大臣 北村徳太郎君

文部大臣 森戸 辰男君

農林大臣 永江 一夫君

出席府委員

大藏府次官 荒木萬壽夫君

專賣局長官 原田 富一君

農林府次官 平野善治郎君

〔第三十九号参照〕

証券取引法を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び特色

現行証券取引法は、昨年三月公

布せられ、その後同法中証券取引

委員会に関する規定の施行を見た

つたところ、今般証券取引委員会

の権限の強化、証券業者及び証券

取引所の免許制度の廃止その他法

律の全般に亘り改正を行うとともに、從來政令を以て規定する予定であつた施行規則の大部分を法律中に取り入れることとした。

改正の主なる点を挙げれば

(一) 有價証券の募集又は賣出に

関して、現行法においては、株

式又は社債の發行に際しすべて

届出を必要としたのを改めて、

公衆に對し募集又は賣出をする

ものにこれを限定した。

(二) 証券業者及び証券取引所設

立の免許制度を廃して、証券取

引委員会に登録する制度とし、

登録については要件充足主義と

した。なお、新に証券業協会に

ついても登録制度を設けた。

(三) 証券業者の純資本額につい

て、その最低額を定めないうこと

に改めるとともに、負債が純資

本額の二十倍の限度において証

券取引委員会が定める率を超え

てはならないものとした。

(四) 証券業者が有價証券の賣買

その他の取引についてその顧客

に供與することができる信用の

額は、当該取引額に對し五五%

を超えない範囲において大藏大

臣の定める率を超えてはならな

いものとした。

(五) 銀行、信託会社等の金融機

関は証券業を営むことができな

いこととした。但し、改正法律

施行後六箇月間は従來通り証券

業を営むことができるものとし

た。

(六) 証券取引所の設立地区制度

を廃止した。

(七) 証券業者又は証券取引所の

会員の行方賣買その他の取引に

ついて、相場操縦、過当投機等

を取締る詳細な規定を設けた。

(八) 証券取引委員会は、大藏大臣

の所轄に属するが、その組織及

び権限は、大體公正取引委員会に

準ずるものとし、本法の施行に

関し規則を制定することができ

るものとした。

(九) 会社の役員又は主要株主が

その職務又は地位により取得し

た秘密を不当に利用することを

防止するため、その者が一定の

條件のもとに当該会社の株式を

賣買して得た利益を会社に提供

せしめる制度を設けた。

(十) 罰則を強化した。

こと等である。

二、本案の修正議決の理由

有價証券の發行及び賣買その他

の取引の公正並びに流通の円滑を

図る目的を以て、証券取引委員

会の権限を強化し証券業者及び証

券取引所について登録制度を採用

してその民主的運営を図り、その他

命令を以て規定する予定の事項を

法律中に取り入れる等のため証券

取引法を全面的に改正する必要が

ある。以上の理由により本案は大

體において適切妥當なるものと認

めたが、信託の業務が急激に縮少

されることは実情に即し適當でな

いと思われるので別紙の如くこれ

を修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年四月二日

財政及び金

融委員長 早稻田柳右エ門

衆議院議長松岡駒吉殿

〔別紙〕

(小字は修正)

証券取引法を改正する法律案を次

のように修正する。

第六十五條 銀行、信託会社その他

証券取引委員会規則で定める金融

機関は、第二條第八号各号に掲げ

る行為をなすことを営業としては

ならない。但し、銀行が顧客の書

面による注文を受けてその計算に

おいて有價証券の賣買をなし、又は銀行、信託会社その他証券取引委員会規則で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的を以て〇有價証券の賣買をなさず、この限りでない。

前項の規定は、國債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支拂について保証している社債券その他の債券については、これを適用しない。

政府が発行する福引券の当せん金に対する所得税の課税の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

専賣局で販賣中の新生は賣行状況が悪く所期の益金に対して巨額の不足が予想されたので、その賣行促進を図るため、政府においては、二月以降の購入者に対し福引券を発行し、その当せん者には特等百万円を始め相當の賞金を出すこととしたのである。然しながらこの当せん金について、若し所得税が課されることになると賞金の魅力は著しく減ぜられるので、現

在実施されている宝くじと同様、この新生の福引券に対する当せん金に対しても所得税を課さないこととしたとするとするものである。

二、本案の可決理由

製造煙草の賣上を増進し、専賣益金の確保を図るため、専賣局が昭和二十三年四月一日から同年五月十五日までの間において、発行する福引券の当せん金につき所得税を課さないこととする必要がある。以上の理由により本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年四月二日

財政及び金 早稻田柳右エ門
融委員長

衆議院議長松岡駒吉殿

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件(内閣提出)に關する報告書

一、本案の要旨及び目的

東京財務局管下栃木縣大田原税務署は本州屈指の廣汎な管轄区域(二、九二七平方町)を擁するのみならず、管内の課税物件もまた少くないのであつて、本年度の租税

収入は三億七千七百餘万円に上る状況である。

然るに本年新たに採用された所得税の申告納税制度の実施状況に顧みると、かかる廣汎な管轄区域を擁することは課税の適正を図る上においても又納税者の立場からいつても極めて不便であるので、この際これを分割し、新たに氏家町に税務署を設置することが必要と認められ本件が提出された次第である。

二、本案の承認理由

徴税事務の敏速、簡易化を図るため本案は當を得たるものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年四月二日

財政及び金 早稻田柳右エ門
融委員長

衆議院議長松岡駒吉殿

政務次官の臨時設置に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、本案の趣旨及び目的

本案は政務官制度に適切なる改変を加え、以て第二回國會の円滑なる運営に資せんとするものであつて、その骨子とする点は次の通りである。

りである。

第一 政務次官の数を従来の各省一人を改めて総数を二十二人とし、なお、兩院制度の趣旨に鑑みて衆議院議員又は參議院議員たる政務次官の数はそれぞれ十一人以内とし、これに關連して従来の參與官の制度を廢止する。

第二 各省のほか、法務廳安定本部その他法令上國務大臣がその長になつてゐる廳にも必要に應じこれを置きうることにし、これにより各般の重要な行政部門にわたつて政務の遂行に万全を期す。

第三 衆議院議員選舉法第十條の規定を削除し、國會議員を兼ね得る官職としては、政務次官のほかは國務大臣と内閣官房長官だけを掲げ、秘書官は今後兼職の範圍から除く。

第四 政務官制度の問題は、各般の見地から慎重に考究すべき論点を含むので本法案の有効期間を一應第二回國會終了までとする。

二、本案の可決理由

國會の極めて多忙なる今日、殊に第一回國會に引き續き新憲法の施行に伴う諸法令の整備のため多數の議案の提出が予想される第二

回國會において、所管大臣一人が兩議院にわたつて各議員の質疑に答え、一方多忙なる政務を担当することは實際上不可能であつて、この際大臣を助けるため各廳二名を原則とする政務次官を設け、或は政務に參画せしめ、或は國會との交渉にあたらしめることは國會の円滑なる運営に寄與する極めて妥當なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年四月一日

衆議院議長松岡駒吉殿
衆議院議長松岡駒吉殿

〔第四十号参照〕

復興金融庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、本案の要旨及び目的

復興金融庫の資本金は去る二月上旬七百億圓に増額したのであるが、この資本金は本年度末までに必要とする資金の最小限の金額で、その後当初の計画に従つて貸出額は逐次増加し現在既に資本金の限度一ぱいに近く達したので、今回更に本年度第一、四半期末までの計

要資金を勘案し、この際現在資本金七百億円を三百億円増加して九百億円といたさんとするものである。

二、本案の可決理由

復興金融庫よりの資金の供給は、日本経済の復興再建に重要な影響を有するものであるが、現在既に資本金の限度一ぱいに達したので、資本金及び政府出資額を増加する必要があるものと認め本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年四月五日

財政及び金 早稲田柳右エ門
融委員長

衆議院議長松岡駒吉殿

海上保安廳法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

現下わが國の海上における航海の安全と治安の維持とは、終戦後の諸般の事情から甚しい危険と不安とに曝されているが、これに對処し得る制度組織が存在していないので、海上保安廳を設け、散在する物的施設を綜合して、一元的行政を実現せんとするものである。

る。本法はこの目的のために制定せられるものであつて、内容的には、海上保安廳という一個の行政官廳の制度組織に関する官制法乃至組織法たる面と海上保安廳及びその職員の中、特定の職員の職務権限に関する制度法たる面との二面の規定を中心として、併せて海上保安制度の運用に関する海上保安委員会、関係行政廳との共助に關する事項をも包含している。

二、議案の可決理由

戦後の諸情勢に鑑み、海上の安全を確保し、並びに法律上の違反を予防し、捜査し及び鎮圧するため、海上保安制度を確立する必要があると認められたので、本法案を可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年四月五日

治安及び地方 坂東幸太郎
制度委員長

衆議院議長松岡駒吉殿

警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本年三月七日警察法実施以來、約一箇月の間に重ねた貴重な体験

や各方面より寄せられた適当な建設的意見に基いて、國家公安委員や市町村公安委員会の地位を高めるため、國家公安委員の報酬は、法務總裁の俸給に準ずるとし、又市町村公安委員会の職務の範圍を明かにするために、市町村公安委員会の定める基準によることとしてあるのを、市町村公安委員の承認を得ればよいことに改めたのである。

三、議案の可決理由

國家公安委員の地位を高め、市町村公安委員会の職務の範圍を明かにすることは、現下の急務であるから、本改正法律案は妥當なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年四月五日

治安及び地方 坂東幸太郎
制度委員長

衆議院議長松岡駒吉殿

財政法第三條の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

この第三條は、「國が國權に基いて收納する課徴金及び法律上又は事實上國の独占に屬する事業に

おける專賣價格若しくは事業料金については、すべて法律又は國会の議決に基いて定めなければならない」と規定してあるが、物價統制令により政府が物價統制に関する相當廣泛な權限を與えられている現狀においては、法律の定又は國会の議決に基いて定めなければならぬものは一般國民生活に特に密接な關連を有するところの煙草の價格、郵便、電信、電話、郵便貯金、郵便爲替及び振替貯金に關する料金並びに國有鐵道における旅客及び貨物運賃に限定することが適當であると認め本案が提出された次第である。

二、本案の可決理由

現下の經濟事情に鑑み、財政法第三條の施行に當つて、同條の特例を設ける必要がある。財政法第三條の趣旨からいうと同法に規定している範圍のものは總て法律の定又は國会の議決を経ることが望ましいが、物價統制令により政府が全般的に物價統制を実施している期間内においては、物價行政上の見地から、それを國民生活に特に重要な關連を有するものに限定したことは大体において適當なる

措置と認めこれを可決すべきものと議決した次第である。

昭和二十三年四月六日

財政及び金 早稲田柳右エ門
融委員長

衆議院議長松岡駒吉殿

中小企業廳設置法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨

本案は、中小企業対策の重要性に鑑み、産業行政から、特に本問題をピックアップして、その振興促進のために、大企業より切り離して、專管する中小企業廳を新設せんとするものである。

中小企業廳は、商工省外局として、業者全体の公正なる利益の代弁者となり、政府内外に對して、その擁護に當り、且つ、技術及び經營の改善合理化を指導育成する方向に、焦点が向けられている。従つて主要なる運営措置を挙げれば次の通りである。

第一、中央及び地方の中小企業指導機關を強化して、技術的、經營的指導の中核たらしめる。

第二、審査制度を設けて、技術

及び経営の水準の向上をはかる。

第三、商工省及び各商工局に、「中小企業連絡調整委員会」を、各都市に「中小企業相談所」を、夫々設ける。

第四、政府部内に、新設予定せられる「資材割当諮問委員会」には、中小企業廳より代表者を送つて、資材割当に關與せしめる。

第五、経済安定本部及び各省原局に対しては、中小企業廳は、常に強力に協力を要求監視する。

第六、専門の融資機關を設ける。

なお、右の趣旨により、強力なる発言権を有する長官の下に、振興、指導の二局を配し、その主要職員には、特に民間の有力者も予定せられている。

二、議案の目的

本案は、現下のわが國産業構成上、中小企業者の占める比重及びそれが益々増大なる必然的趨勢に立脚し、その健全なる発達を図ることは、日本経済再建の基盤である。目下、疲弊の最底水準にある、中小企業を育成発達せしめ、速かに、外資援助に処する國內態勢を整序して、國際交流経済への

自由競争を基本原則とせねばならぬ。

よつて、法的並びに行政的措置を以て、技術的、経営的指導改善に當る専任機關を設置して、中小企業自体の體質向上につとめ、且つ、他の産業行政全体との綜合的、有機的連関を保ちつつ、中小企業復興の中枢機關とならしめるものである。

三、議案の修正議決理由

経済の再建を促進することが、刻下の基本目標である実情に即し、中小企業の増強を図ることが必須條件である。本案は、大体において、この趣旨に副うものであるが、更に、経済民主化の線から、その運営を強化するのが妥當であると認め、別紙の通り修正議決した次第である。

四、費用

本法施行のために要する経費は約二千七百九十四万円である。

右報告する。

昭和二十三年四月六日

商業委員長 喜多橋治郎

衆議院議長松岡駒吉殿

〔別紙〕

(小字及び——は修正)

中小企業廳設置法案の一部を次のように修正する。

第三條 第三項

中小企業廳は、中小企業に關係

ある事項については、中央及び地方、他の行政廳の協力を求め、○綜合的に處理することができ、○綜合的に處理する。